

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (25年度)	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等)</p> <p>エ 貧困による公私の扶助を受ける者について【意見】(報告書146～147ページ)</p>	<p>長野市市税条例第71条1項1号では、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産について、固定資産税の減免を定めている。「公」は生活保護として対応できているが、「私」について、実績がない。他市町村では、「公」のみに限定しているところと「公私」を採用しているところとあるが、多くの人は努力して納税している現状もあり、特に納税資力が乏しいと認められる者の認定については、慎重に取り扱わなければならない。については、早急に「私」に対する具体的マニュアルの作成に努められたい。</p>	<p>貧困による公私の扶助を受ける者については、私的扶助における実績がないことから、「私」の取り扱いについてはあり方も含め検討し、条例、規則の見直しを行う。</p>	<p>貧困による私的扶助を受ける者に対する減免実績はないが、その具体的な取扱い方法が明確にされていないことがその一因である。他市町村からの照会も多く、情報交換を行う中で「私」に対する判断基準を研究中であるが、調査結果等から、各市町村の「私」的扶助に対する基準等に差が有る。今後、更に調査・研究を行い、要綱等を定め、取扱い方法を明確にしていく。</p>	<p>貧困による私的扶助を受ける者に対する減免実績はないが、その具体的な取扱い方法が明確にされていないことがその一因であることから、「私」的扶助に対する基準(要綱等)を策定する方向で研究中である。今後、中核市等の他自治体と情報交換を行うとともに、福祉関係部署や福祉関係機関等への調査を行い、取扱い方法を明確にしていく。</p>	<p>「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産に対する減免取扱要領」を策定し、私的扶助を受ける者に対する減免について、具体的な審査基準を定めた。</p>	<p>資産税課</p>